

長野県環境審議会議事録

日時 平成27年7月17日(金)
午後1時30分～15時40分まで

場所 長野県庁西庁舎301号会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の篠原長久でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の審議会は、委員ご就任後2回目の審議会でございますので、最初に、前回の審議会で欠席された委員さんと人事異動で交替された委員さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

北村智委員、野口暢子委員、羽田健一郎委員の順でお願いいたします。

次に6月25日付けの人事異動で交替となりました幹事の自己紹介をさせていただきます。

林環境政策
課長

環境政策課長の林 雅孝です。

司 会

次に、委員のご出席の状況でございますが、本日都合により、太田信子委員、西澤孝枝委員、別府桂委員及び柳平千代一委員の4名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

本日の審議会は、委員数18名に対しまして、出席者14名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

最後に、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に配布させていただきました資料1から資料7でございます。ご確認をお願いします。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしまして、「希少野生動植物生息地等保護区の指定について」と「第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）の策定について」の答申案2件と、報告事項といたしまして、アの「長野県環境

影響評価制度の見直しについて」から、才の「第三次長野県環境基本計画の達成目標の変更について」までの5件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長さんに議事の進行をお願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、織英子委員と北村智委員にお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入ります。

審議事項（ア）の「希少野生動植物生息地等保護区の指定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、前回の審議会で諮問をいただきましたが本日は、その後の専門委員会での検討結果についてご報告をいただき、さらに審議を行いたいと思います。

それでは、「希少野生動植物生息地等保護区の指定について」幹事より説明をお願いいたします。

山崎自然保護課長

この「希少野生動物生息地等保護区の指定」は、5月26日の本審議会で諮問させていただいた案件で、木曾郡木曾町開田高原でチャマダラセセリ等の保護を図るためのものです。保護区の指定は、希少野生動植物保護条例施行後、県下で初めての事例です。

5月26日以降、専門委員会等を開催して検討いただきましたので、その概要を報告します。

6月5日に専門委員会を開催し、立入禁止の適用除外対象者の範囲を絞り込み、指定後の保護管理マニュアルの作成、保護区指定効果のPRの必要性等の意見をいただきました。また、6月10日に地元説明会を開催し、地元区役員、土地所有者全員の方から賛成を得ました。あわせて、保護区域は広めに設定すべき、保護区指定に際して看板設置など維持管理に関する支援等のご意見等をいただきました。パブリックコメントについては、6月8日から7月7日まで行い、15名17件のご意見をいただきました。全体的には、保護区指定に賛成のご意見を多くいただきましたが、1件指定への反対意見がありました。反対意見は、保護区指定が盗掘者に対する情報提供となることを懸念するも

のでした。しかし、今回のチャマダラセセリ等の生息情報は既にインターネットで広まっている実態があることから、立入規制による保護が必要と考え、保護区指定を進めものです。専門委員会からは、最終的に中村委員長から保護区指定が必要というご意見をいただいています。

本日の審議会で答申をいただければ、7月下旬に県報にて広告縦覧をし、8月下旬には指定告示をし、9月1日から10年間、保護区指定となる予定です。また、専門委員会や地元の方からいただいたご意見をふまえ、多様な主体の参加と連携による地域の保護活動を持続できるような体制づくりに努める等、保護区の管理保護に関する指針を含む告示内容案としました。

平林議長 ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらご発言願います。

小川委員 今年の春のチャマダラセセリの発生状況と、踏み荒らしなどの実際の状況についてお聞きしたい。

山崎自然保
護課長 チャマダラセセリについては、今年の春の発生は残念ながら確認できておりません。踏み荒らしについては、すでに保護区指定以前の取組としてロープ等を張ったり、監視活動を強化した結果として、立ち入りをして踏み荒らしをするという事例は報告されておりません。

また、チャマダラセセリは年に2回、春と夏に発生します。夏場の発生については、信州大学農学部の方々と一緒に調査し、発生状況を確認してまいりたいと考えております。

平林議長 他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

只今委員の皆さんからご意見をいただきました部分につきまして、反映できるところは反映し、答申とさせていただきますということでよろしいでしょうか。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

平林議長 それでは、審議事項(ア)の「希少野生動植物生息地等保護区の指定について」につきましてはそのように答申することといたします。

平林議長

次に審議事項イの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）の策定について」の答申案でございます。

本案件につきましては、昨年10月の当審議会で諮問をいただきましたが本日は、その後の専門委員会での検討結果についてご報告をいただき、さらに審議を行いたいと思います。

それでは、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）の策定について」これの特定鳥獣保護管理検討委員会委員長から報告を願います。

よろしく願いいたします。

特定鳥獣保護管理検討委員会委員長（代理：岸元良輔）

特定鳥獣保護管理検討委員の岸元良輔と申します。

本来、委員長である長野県短期大学の上原教授に報告いただくところですが、本日都合により出席できませんので、委員長に代わりまして、私から報告させていただきます。

座って報告させていただきます。

昨年の10月28日開催の環境審議会へ諮問された「第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）（案）」の策定について、検討経過を報告いたします。

資料2-1にこれまでの検討経過を記載してあります。

本日ご審議いただきます「第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）（案）」は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「第11次鳥獣保護管理事業計画」に基づいて策定されるものです。

計画案の検討にあたっては、環境審議会から付託された学識経験者、関係研究機関、農林業関係者、自然保護関係団体等を構成員とする「特定鳥獣保護管理検討委員会」及び「同委員会のカモシカ部会」によりデータの収集、分析、計画内容の検討を重ねてきたところでございます。

なお、カモシカの計画については、平成12年度にこの時の呼び名は特定鳥獣保護管理計画ですが、最初に策定されています。5年ごとに見直され、今回は4期目となります。

計画(案)につきましては、去る3月25日に開催されました環境審議会において、中間報告をさせていただいたところです。特にカモシカの生息密度や妊娠率の調査結果と今後の保護管理に関して、御意見をいただいたところです。

その後、毎年の捕獲個体の調査結果、5年ごとに行われている、生息分布や生息密度調査の結果も加え、特定鳥獣保護管理検討委員会による議論、パブリックコメント、市町村、隣接県等関係機関との協議を経て、今回の計画(案)を作成したところです。

調査結果ですけれども、主な点として4つ上げられます。

第1に県内北部を中心として、生息範囲の拡大がみられること

二つ目として県内の生息密度が低下傾向にあって、推定生息数が今回はいくらか減少が見られます。

三つ目に、過去5年の捕獲個体の調査から、捕獲個体の平均年齢が上昇する傾向があります。四つ目なのですが、昨年の妊娠率ですけれども、捕獲個体の妊娠率ですけれどもちょっと低下する数字が見られています。

ただ、それ以前はバラツキがあるものの、特に変化がないというような結果になっています。

以上のような調査結果を踏まえて、今後5年間の保護管理をどう進めるべきかについて検討を行いました。

その検討結果ですけれども、まず、県南部、南アルプスの山麓なのですけれども、おそらくニホンジカの影響とみられる生息密度の低下がみられるので、今後もその地域のカモシカへの影響を見極める必要があるだろうと考えられます。

一方、長野県北部においては、カモシカの生息の拡大が見られ、被害の拡大も見られることから、今後、被害対策特に、防除対策をしっかりと行っていく必要があるだろうということが検討されました。

それと、これまでニホンジカがいなかった長野県の北部や北アルプス地域では、ニホンジカの分布が広がってきて、カモシカとニホンジカの被害形態が似ているので、見誤らないことが必要であることと、今後のニホンジカによる影響を見極める必要があることが検討されました。

それと、ニホンジカについては、カモシカと違ってどんどん増える動物ですので、ニホンジカの生息数を安定的に抑えるために、ニホンジカの捕獲の促進が必要であることが考えられました。

それと先ほど申し上げましたとおり、今期の生息状況の調査で、生息密度が全体的に低下して、推定生息数が減少する傾向がみられました。

これが、調査の精度のばらつきによるものか、あるいは新植造林地、新植造林地があるとカモシカの餌が増えて、カモシカが増える原因になるのですけれども、それが減少していること、あるいは南アルプスの山麓のようにニホンジカが増えて生息環境の悪化に伴ってカモシカが減っている可能性がある。といろいろな要因が考えられるのですけれども、今のところ複合的な要因ということで、今後の動向を見極めながらカモシカの計画を進めていく必要があることが、考えられました。

ただし、捕獲の影響があるかどうかということなのですけれども、実は長野県の場合は30年ほど前から、カモシカの捕獲が続いておりまして、当初は年間680頭ぐらいが捕獲されているんです。

ところがその頃から、捕獲された個体の平均年齢が、徐々に上がる経過があります。実際捕獲圧が強過ぎると、平均年齢は下がって、若くなる傾向があるのです。その逆になっているということは、あまり捕獲の影響が出ていないのだろうということが推定されます。その上に、特定鳥獣保護管理計が平成12年に策定されたあと、捕獲数が減少する傾向にあって、現在300頭を切る捕獲数になっています。だから今のところ、今の個体群に捕獲数が影響を与えているということは考えられないのだろう。そういう検討結果でした。

従って、今後の捕獲。計画の中では個体数調整と呼ばれていますが、その実施にあたっては、被害防除を優先して、その上でなおかつ、捕獲が必要な場合にはやむを得ず行うというような、これまでの計画と同様の形になるかと思えます。

それとこれまでの計画はそうなのですが、カモシカというのはなわばりがあって、定着性が非常に強いので、被害地の周辺に限って捕獲するのだったら、許可を出すというようなそういう形になっています。そういう計画が今回の案の中にも継承されています。

以上のような検討内容・意見等を反映させた計画（案）として今回提出していますので、報告させていただきました。

以上です。

平林議長

ありがとうございました。ただいま実際に専門部会の中で御議論いただいた概要を説明いただきました。

それでは、引続いて幹事の方から資料を使って詳しい説明をお願いいたします。

宮鳥獣対策・ジビエ振興室長

林務部鳥獣対策・ジビエ振興室で担当しております宮 宣敏でございます。

私の方から説明をさせていただきます。

資料の2-2をお願いいたします。

お手元の方に資料の2-2、2-3、2-4ということでお配りしてあると思うんですが、資料2-2が計画案の概要ということでダイジェスト版でございます。

資料2-3が計画案に対していただきました御意見の概要と考え方、資料2-4が計画案の本文という内容でございます。

前々回3月25日の本審議会におきまして、中間報告をさせていただきましたが、その時点では、生息状況調査の結果が十分まとまっておらなかったため、生息動向が十分把握でなくて、検討が十分行えないとの御意見をいただいております。

今般、生息状況調査結果の分析が完了しまして、その結果を踏

まえますとともに、後程資料 2-3 で説明をさせていただきますが、県民の皆様からの御意見も踏まえて、計画案を修正いたしましたので、その点を中心に説明をさせていただきます。

それでは、資料 2-2 の 1 頁をお願いいたします。

1 の計画の目的は、記載のとおりでございます。

2 の計画の期間ですが、本年 8 月 1 日から平成 31 年度末まででございます。

3 の対象地域は、記載のとおりでございます。

4 の前期計画の実施状況に対する評価と対応でございますが、(1) の被害防除対策、(2) の捕獲対策ともに、一定の成果をあげておりまして、一番下の表のとおり捕獲頭数が減少するとともに、3 頁の中段下の表にございますけれども、農林業被害についても、林業被害を中心に減少傾向にあるということでございます。また、その他、新たな被害発生の区域がある。そういうところでの取組、或いは先ほど説明のありましたニホンジカ捕獲の対策など、今後の対応が求められるといった状況もございます。

2 頁をお願いします。

5 のカモシカの分布状況等につきましては、(1) の生息状況について、図のとおりカモシカの生息分布のメッシュ図で推移を示しておりますが、一番右の図、平成 26 年の調査結果では、県の北部を中心に、生息域の拡大が見られますとともに、県南部の静岡県境を中心に、生息の情報が得られない地域が増えております。

(2) の生息密度については、表に記載しましたとおり、全ての地域個体群におきまして、生息密度が低下したデータとなっております。

一番下の全県平均では、平成 21 年度の 0.95 頭/km² から、0.87 頭/km² へと、約 8% の密度低下となっております。

(3) の推定生息個体数については、3 頁上に表がございまして、一番右の平成 26 年度の調査結果に基づく推定では、8,248 頭±5,079 頭となり、その左の前回平成 21 年度の推定 11,997 頭±3,970 頭に比べ、誤差を考慮する必要はございますが、減少の傾向が見られております。

(4) の捕獲個体の調査結果につきましては、個体数調整で捕獲された個体の年齢査定を行っておりますが、折れ線グラフのとおり、平均年齢は約 7 歳で、長期的に見ますと上昇の傾向が認められます。

一番下、(7) のまとめですが、4 頁に行きまして、生息密度の低下と推定生息個体数の減少につきましては、調査精度のばらつきによるほか、新植造林地の減少などの環境変化や、増加するニホンジカとの競合による環境悪化などで、餌が減少していることなどが要因と考えられることから、今後の注視が必要となると考え

ております。

なお、個体数調整による捕獲の影響については、先ほど説明ありましたとおり、捕獲個体の年齢が若齢化していないことから、生息状況には大きな影響を与えていないと考えられます。

6のカモシカの保護管理の目標でございますが、カモシカの推定生息頭数の減少等を勘案しますと、今後の個体数調整等につきましては、これまでより加えまして一層留意をした形で進めていく必要がございます。

このことから、オで農林業被害の防除については、まず、被害防除を優先して取り組み、その上でなお必要となる場合に加害個体の個体数調整を行うことに徹底いたします。

また、その際に、生息域が拡大しているニホンジカの被害を、カモシカの被害として見誤ることのないよう、慎重な検討を求めてまいります。

5頁の下、7の保護管理の方法につきましても、同様に個体数調整は、被害防除を優先して取り組んだ上で、なお必要な場合に加害個体の捕獲を行う場合に限定してまいります。

なお、そのほか保護管理の方法につきましては、6頁を見ていただきまして、一番上の地域区分によりまして、以下に記載しましたこれまで行ってまいりました方法を、引き続き着実に実施してまいります。

以上が、前回の中間報告からの主な修正点を中心としました、新たな計画案の概要についての説明でございます。

なお、参考として、カモシカの特徴と保護管理についての資料を、資料2-2(2)として添付してございますので、後程、ご覧いただければと思います。

次に、資料2-3をお願いいたします。

計画案に対しましていただきました御意見とその考え方でございます。

最初に、県民意見の募集及び市町村、隣接県、国など利害関係人からの意見聴取につきましては、2のとおり去る6月12日から7月13日まで、1か月間実施いたしまして、4の結果のとおり、残念ながら県民意見はございませんでしたが、市町村から5の(2)の表に記載のとおり、3件の御意見がございました。

長野市からは、県北部での生息域の拡大について把握するため、今後の調査地点の設置等について御意見がございました。

この点につきましては、次期計画に向けて配置等を検討してまいります。

小諸市からは、ニホンジカ等の捕獲にあたって、誤ってカモシカを捕獲してしまう錯誤捕獲の状況把握について御意見がございました。

現在、錯誤捕獲されたカモシカは放獣されているところですが、今後その増加などの実態を把握して、必要な対策を講じてまいります。

また、塩尻市からは、地域の実情に応じた個体数調整を中心に据えた対策にも配慮して欲しい旨、御意見がございました。

防除を伴わない捕獲を行っても、すぐに他の個体による被害発生が繰り返されることなどを、丁寧に地域に説明して、適切な対策を講じてまいります。

その他、環境省及び隣接県からは、特段の御意見はございませんでした。

裏面2頁には、特定鳥獣保護管理検討委員会における御意見、次の3頁中段からはカモシカ専門部会における御意見について記載してございます。

御意見の内容については、詳細な説明につきましては、時間の関係もございまして省略させていただきますが、先ほど計画案の概要におきまして説明をさせていただきました、生息区域の拡大、生息密度の減少、推定生息数の減少、それらの原因と捕獲の影響、今後の防除対策の優先実施などにつきまして、記載のとおり活発な御意見がございまして、記載しました県の考え方に基つき、計画案の策定を進めてきたところでございます。

次に、資料2-4をお願いいたします。

計画案の本文でございまして、先ほどの概要の説明を補足させていただきたく意味で、主な部分を中心に若干の説明をさせていただきます。

なお、計画案本文の記載の中で、点線のアンダーラインを引きました部分は、前期の計画から、前回の中間報告の時点で変更をしている内容でございまして、さらに実線のアンダーラインを引きました部分が、前回の中間報告から、今回さらに修正をいたしました部分でございまして。

1頁をお願いいたします。

1の(1)の計画策定の目的でございまして、カモシカの地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図るための計画でございまして。

(2)の計画策定の背景でございまして、カモシカは、本州、四国、九州に生息する、ウシ科の大形野生動物で、昭和30年に「文化財保護法」の「特別天然記念物」に指定されております。

昭和54年に、当時の環境庁、文化庁、林野庁で、点線枠内のカモシカ保護管理方針を、三庁合意として示しております。

2頁をお願いします。

これに基づき、全国で12箇所のカモシカ保護地域が指定されております。長野県におきましては、3頁のとおり、4つの保護地

域が、13万1,383haが指定されています。

その位置図が、4頁から5頁でございます。主に県境の標高の高い地域等に設定されております。

6頁は、本計画の対象等でございますが、記載のとおりでございます。下の4の(2)から10頁までの記載のとおり、県内を7つの地域個体群に分けて、保護管理を進めていくことにしております。

11頁をお願いします。図3-2の前期計画の評価と対応につきましては、先ほど概要において説明した事項ほか、記載のとおりでございます。

次に、12頁、6の保護管理の目標のアの生息動向についてですが、(ア)生息分布につきましては、表3-1のとおり、平成21年の生息面積1万840km²に対して、平成26年には、1万1,544km²と、若干の増加が見られている状況でございます。

16頁をお願いします。の5kmメッシュの分布図でございます。黒塗りの分布に変化のないメッシュのほか、北部を中心に縦縞の新たに生息が確認されたメッシュと、南部を中心に斜めの網掛けの分布が、5年前に確認されたが、今回確認されなくなったメッシュでございます。

18頁をお願いします。(イ)生息密度でございますが、先ほど説明をさせていただきました生息密度の低下につきましては、新たに記載をしております。

なお、19頁から20頁に、区画法による生息状況調査の結果を、前回平成21年度の調査と今回平成26年度の調査を比較する形で記載をしております。

21頁をお願いします。推定生息個体数のデータと説明を加えてございます。概要で説明しましたとおり、減少の傾向が見られております。

23頁をお願いします。捕獲個体の動向として、図4-1の捕獲個体の平均年齢のグラフ、図4-2の妊娠率のグラフなど説明ありましたとおり、下がっております。経過観察が必要25頁にかかけまして、生息密度や推定生息数の減少と捕獲の影響などにつきましてはの記載を加えております。

28頁には、農林業被害額の推移、30頁には捕獲頭数の推移が記載しておりますが、いずれも減少の傾向にございます。ただ分布が広がっていることから、市町村の数は40程度で推移しております。

次に32頁をお願いいたします。こちらでは、オでニホンジカとの関係を整理して記載しております。

県南部では、過去のデータから、カモシカの生息密度が減少する一方、ニホンジカの生息密度が増加したことがわかっており、

こうした地域では、ニホンジカの生息密度を減らす捕獲が重要となっていること等を記載いたしました。

次の33頁でございますが、保護管理の基本方針として、先ほど説明いたしました、被害防除の優先と被害の精査などについて、新たに記載をいたしました。

以下37頁まで、各地域個体群の管理の目標につきましても、この観点を踏まえて、修正をしております。

37頁ですが、保護管理の方法につきましても、同様な考え方の記載を行うほか、獣道周辺の刈り払いなど、カモシカの出没しにくい環境づくりに取り組むことも記載をいたしました。

38頁では、防除対策のツリーシェルター、これは、植えた木を守るために1本ごとに囲い込むものでございますが、や忌避剤の実施についての留意事項を追加記載しましたほか、以下の頁につきましては、捕獲対策におきまして、被害防除の優先の内容で、下線の個所を修正しております。

46頁をお願いします。保護管理に必要なモニタリングについて記載しております。

47頁が長期モニタリング、48頁が短期モニタリングでございますが、これまでと代わることなく、引き続きこれらを行うことにより、計画の適切な推進を図ってまいります。

49頁以降は、計画の実施体制でございますが、51頁にその概要図がございます。

このような形で取組んでまいります。

最後、52頁、53頁については、カモシカの個体数調整の実施に係る年間スケジュールと手続きが記載しておりますが、カモシカの捕獲を行う場合は、被害と防除対策の実施状況を把握した上で、予め年次計画を立てて、文化庁の許可を得て実施することになっております。

以上が概要の中でポイントとして説明させていただいたところございます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

平林議長

大分細かく説明をいただきましたが、ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたらご発言願います。
はい、福江委員さん。

福江委員

御説明ありがとうございました。
いくつか、何点か質問をさせていただきたい。
先ほどのパブコメの中で、小諸市さんからコメントとしてシカの錯誤捕獲によるカモシカの状況についてについて、もっと把握した方がいいのではないかと。ということがありましたけれ

ど、やはり、実際、現場におりますと、シカも捕獲はされているのですけれども、カモシカの錯誤捕獲の話も聞いておりました、前足、後ろ足両方ないカモシカが掛かったということも聞いておりますし、何度も同じ個体が捕獲されている。なわばり性があるので仕方がないことなのですけれども、同じ個体が何度も捕獲されている状況があったり、実際錯誤捕獲がなされた場合に、対応として架けた方たちが、頭をたたいて気絶させて、放獣していると言う話も聞きます。実際に私も今年の春にカモシカが死んでいるのも山の中で見たりしておりますが、個体数調整で捕獲されているカモシカだけではなくて、錯誤捕獲によって後々、すぐ死なないにしても、それが影響することによって死んでいっていると言う可能性もあるのではないかなと考えられます。

個体数調整以上に、捕獲数が上がっているのではないかという疑問がありますので、実態調査を、錯誤捕獲の実態調査をきちんとやっていただきたいと思います。

実際錯誤捕獲されたカモシカに関しては、管理計画にもありますけれど、科学的計画的に行っていくということですので、マイクロチップを入れていくとか、耳にイヤタグをつけるとか、個体識別をした上でどのくらいその地域にカモシカがいるかという情報も併せて取っていただきたい。こういう計画の中に具体的に入れていただきたい。

また、カモシカの場合、捕獲された個体の分析が全ての個体に対して行われている、ということなのでいいことだと思いますが、年齢に関して、平均年齢が徐々に上がっていると言うことで、捕獲の影響はないんじゃないかというお話しがありました。これは実際そうだなと思われまして年齢が若齢化していないということは、カモシカ自体の捕獲数、個体数の増加自体が、起こっていないということにもつながってくると思いますので、この年齢を把握していくということは重要なことだと思います。

ただ、平均で取っているので、捕獲された個体の年齢の分布が分かりません。

例えば、若い個体も捕られているし、もっと高齢の個体が捕られていて、中間の個体が捕られていないということもありえますし、年齢別の分布もいっしょに示していただければ、ありがたいと思います。

後もう一つ、実際のこの管理計画の中で、示されたデータとして、各個体群ごとに捕獲数の動向が示されています。各地域個体群ごとに管理を進めていこうということがわかるのですが、実際に農林業被害の推移のグラフですね、28項の表5にな

りますが、これを見てもみますと地方事務所ごとに農林業被害の推移が出ています。ですので中々カモシカの地域個体群ごとに地方事務所の地域分けを、分けていくのは、難しいと思われませんが、やはり地域個体群ごとに農林業被害の額の推移を出していただければ、いいのではないかと思います。

といいますのも、捕獲頭数と農林業被害の状況の因果関係があるのか比較をすることで、その地域での被害が減っているのか、確認する必要があると思いますので、捕獲をすることで被害軽減の効果が上がっているか効果の検証が必要だと思えますのでそういう地域個体群ごとに被害の推移を示すことが出来ればいいのではないかと思います。以上です

平林議長

いくつかの御意見と、「こういった調査も」ということでいただきましたが、幹事の方でコメントありますか。

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ振
興室長

ありがとうございました。

まず、錯誤捕獲の状況でございますが、錯誤捕獲については、放獣の場合は特段の許可は必要ない。捕獲許可を出すとか必要なくて具体的に何件あったとか今のところカウントできていない状況でございます。動向をお聞きしますと、シカの捕獲をどんどん進めている中で、錯誤捕獲の件数も増えているのではないかと。という形で皆さんからもお聞きしますので、今後その部分をしっかり調査できるようにしてまいりたいと思えます。

放獣の方法とか問題点等があれば、その解決策についても、併せてしっかりと検討して指導してまいりたいと考えております。

あと、クマなどは放獣をするときにタグを付けたりしておりますが、そういう部分についても、必要性について検討させていただければと考えているところでございます。

それから二つ目でございますが、捕獲個体の平均年齢の話ということで、ここにちょっと細かいデータを持っていないので、この年齢がどうだと申し上げられませんが、特段年齢層の分布でここが特にたくさん捕獲されているという形ではないのではないかと思っておりますが、そのへんも今後明らかにできるようにしてまいりたいと思えますので、よろしくお願いたします。

それから三つ目でございますが、被害の推移の話でございますが、野生鳥獣の被害については、全ての獣については、現在市町村別に把握しております。その中で地域個体群が二つ、同じ市町村のなかでも二つに分かれる部分もございます。

その部分の分析が原状ではできないシステムになっておりますので、貴重な御意見いただいたことで、また、その点をどうするかについて、検討させていただきたいと思います。出来れば地域個体群ごとにそういう状況が分かるような方向で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

平林議長

よろしいですか。はい。

では今御説明いただいたところで、取り入れるところは取り入れていただいてということで。ほかには。才川委員さんどうぞ。

才川委員

すみません細かい質問になってしまいますが、2点ほどお願いします。

資料2-2の方で、9ページのところで、④のところで、危険防止ということで緊急かつやむを得ない場合に限った例外措置としての捕獲は認めるということで、その判断は、都道府県において行うが、判断に当たっては必要に応じて、環境省、文化庁などと協議を行うとして、天然記念物に指定されているのでこうした判断が必要なのかなと思いますが、緊急というのにここまで判断を行っていて、単純にこうした措置が必要なのかなというところが一つあります。それと

資料2-4の課題自体の問題ではないんですが、資料2-4の49頁のところで、現地機関の役割と言うふうになっているんですが、今この問題自体ではないんですが、今、私行政機構の方で審議会にも入っている中で、現地機関ということに敏感になっているんですが、実際その現地機関というところでは、どのくらいの方が関って見えて、実際その人数でしっかりやれているのか、そのへんの状況をお聞きしたい。2点ですがお願いします。

平林議長

では説明よろしくお願ひします。

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ振
興室長

はい、最初の、資料2-2の9頁の緊急の判断の部分でございますが、基本的にカモシカが人に襲い掛かっている、人が危険にさらされていると言うような場合はこうした相談や協議は必要ありません。それは人身が一番優先されるということです。それはどんな獣でも対抗措置、危険にならないための措置をとることはできる。ただしそれ以外に、個体数調整の計画以外の部分で、カモシカが何回も里に現れて、人をつついたり、そういうことをやっている、言うことで、今すぐという

ことではないけれども、そういう個体がいるので、そういうものについては、特別に駆除しなければならないという場合には、そういった協議をしていただいて、その場合はやむを得ないでしょうという判断をいただいた上で、捕獲するというところでございます。そういう趣旨で書かれているということでございます。

二つ目でございますが現地機関の役割については、大変重要ですが、

県では野生鳥獣の被害対策で部局間連携で、九つの部局が連携しました野生鳥獣被害対策本部をつくってございまして、10の地方事務所ごとに、被害対策チームというのをつくってございます。これは捕獲を主に担う林務の関係それから農作物の防除を担う農政部の関係等でございますので、関係者が一丸となって、協力して被害を受けている市町村等に伺って、対策を講じるという意味でやっております。

そんな中で、地方事務所の方には、鳥獣対策専門員という係長級の職員を全ての地方事務所に一人ずつおいてございます。その方がコーディネイト役になりまして、被害対策チームの活動を推進するという取組みになっているところでございます。あと、その中には当然役場の方にも加わっていただきますし、専門的な知識が必要になる場合もでございますので、被害対策支援チームとう、岸元先生もおられました環境保全研究所や林業総合センター、農政部の農業技術課の専門家の方に、それぞれ現地に行っていたくというような体制も出来ているところでございます。そのような形の中で、問題の解決に当たるということでございます。

カモシカの被害についても、これが本当にカモシカの被害かどうかわからない。どういう対策が一番効果があるのかという部分で、そういったみなさんが対策について指導をしているそういった対応をとっているということでありまして。以上です。

平林議長

よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。

先ほどの福江さんのご意見に補足しておこうと思いますが先ほどの「個体数の変動」であるとか、「年齢構成の平均の値が何歳ぐらいか」などですが、あくまでも捕獲された個体数の変動、年齢構成の平均ということですね。そうですね

先ほどの福江さんの話だと、そうではなくて、捕獲個体では無く、個体群全体（母集団）の個体数の変動や年齢構成の平均がどうなっているかというようなお話しでしたね。そうですね。

ここに示されているのは捕獲されたものの情報です。おそらく県の方ではデータとしてはお持ちになっているのでしょから、すぐに見せていただけるとおもいます。

ただ、前提としては、一応母集団の中から無作為にいろいろな個体が捕れているという前提でないと今までの話は、成り立たないので、恐らく専門委員会の中では、無作為に捕れているという御判断の元にこういう計画になっているということで御議論にただいているとおもっております。そこだけ補足説明しておきます。

よろしいですか。特になければ他に何かございますか。

それでは御発言もないようなのでこの案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

只今委員の皆さんからご意見をいただきました部分につきまして、反映できるところは反映し、答申とさせていただきますということで決めてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

平林議長 ありがとうございます。

そうしましたら、字句等の修正につきましては、会長に一任いただきたいとおもいますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

平林議長 それでは、審議事項(イ)の「第二種特定鳥獣管理計画(第4期カモシカ保護管理)の策定について」につきましてはそのように答申することといたしたいとおもいます。

ありがとうございました。

これで審議事項二つ終わりましたので次に報告事項(ア)の「長野県環境影響評価制度の見直しについて」を進めさせていただきますとおもいます。長野県環境影響評価制度の見直しについては、前回審議会でご報告いただいた後の検討状況について報告させていただきます。それでは、幹事の方から説明をお願いします。

林環境政策課長 資料3になります。環境政策課から長野県環境影響評価制度の見直し(案)について説明させていただきます。

まずは、見直しの現状ですが、「長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会」を設置して検討を進めており、6月19日に開催した第2回会議において見直し案をとりまとめています。現在、県民の皆様の御意見を広くお聴きするため、パブリックコメントを実施しているところです。前回の環境審

議会においては、会長からお話があったとおり、本県の環境影響評価制度の概要、見直しの必要性と検討の方向性について説明させていただきましたが、本日は見直し案の内容について説明させていただきます。

環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、大規模な開発事業を実施しようとする事業者が、あらかじめ、環境に与える影響を調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業にしていくための制度です。資料3の「1 見直しの理由」に記載のとおり、平成11年6月に環境影響評価条例を環境影響評価法と同日に施行し、法はより大規模な事業を、条例は法が対象としない事業をそれぞれ対象としながら、環境影響評価制度の一体的な運用を図ってきたところです。県条例は、平成19年に風力発電を対象事業に加えたほかは、大きな改正を行わずに施行から16年が経過しています。平成25年4月の環境影響評価法改正による新たな手続の導入や、固定価格買取制度による従来の想定を超えた大規模太陽光発電事業の出現など、本県の環境影響評価制度を巡る状況に大きな変化が生じてきていることから、制度の見直しを行うものでございます。

具体的な見直しの内容については、「2 見直し(案)」に記載しています。(1)法改正に伴う手続の導入については、「(ア)計画段階環境配慮書手続」の導入が主な内容となります。これにつきましては、2枚目の参考資料の「計画段階環境配慮書手続について」を御覧いただきたいと思っております。1の枠内に記載のとおり、計画段階環境配慮書手続とは、事業計画の柔軟な変更が可能な早期の段階において、事業の位置や規模等が異なる複数案を策定し、その比較検討を行うことにより、事業実施による重大な環境影響を回避・低減する手続です。手続の流れに記載のとおり、従来の環境影響評価制度は、事業の位置等が決まった後に、環境影響評価の項目・手法を選定する方法書手続から始まっていましたが、点線で囲んだ配慮書手続が新たに加わることとなります。配慮書の具体的な内容は2に記載のとおり、道路事業であればルートの変更案を、廃棄物焼却施設であれば位置の変更案を設定し、それぞれの案における重大な環境影響を比較整理することにより評価を行うものです。資料3にお戻りください。1ページ目の上の囲みの中ですが、現在、約半数の都道府県において配慮書手続が導入済みです。自然環境が豊かな長野県においては、法や多くの都道府県が任意規定としている第2種事業に係る配慮書の作成や、住民からの意見聴取の手続を義務規定にするなど、積極的な導入を図る予定です。

(2) 環境影響評価に係る手続の充実については、(ア)に記載の事後調査に係る手続の充実を図ることが主な内容です。そのために、事業者には事後調査計画書の作成を義務付け、事後調査計画書に対する知事意見の提出や、事後調査報告書に対する住民意見の聴取等を含め、(ア)～(オ)に記載の手続を積極的に導入し、手続の充実を図りたいと思います。裏面のウは、法対象事業に対する条例手続の適用となっています。法対象事業は条例対象事業と比べて規模が大きく、環境への影響も大きいと考えられることから、(ア)に記載の事業実施状況の報告や、(イ)に記載の立入調査や勧告など条例独自に定める手続を法対象事業にも適用し、条例対象事業と同様の環境配慮を求めていきたいと考えます。

(3) 条例対象事業の拡大については、太陽光発電所や地熱発電所など「発電所等の建設」について規定を整備するとともに、今後新たな種類の大規模な面的開発事業が出現した場合もアセス制度の対象となるよう、表の1番下にある「工作物の用に供する一団の土地の造成」になりますが、「概括的な対象事業」の規定を新設しようと考えています。このうち、大規模な太陽光発電所については、他の開発事業と同様の環境影響が懸念されるため、一定規模以上の事業にアセス制度を適切に適用し、より環境に配慮した事業とすることを求めていこうと考えています。具体的な規模要件については、表に記載のとおり、必ず環境影響評価の手続を実施する第1種事業は敷地面積50ha以上を対象としたいと思えます。森林の地域において実施される事業であって、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う第2種事業は敷地面積20ha以上に設定したいと考えています。森林の地域は環境保全上の配慮が特に必要であることから、他の面的開発事業においては第2種事業30ha以上としているところですが、太陽光発電が森林の地域に進出しやすいこと、事業分割がしやすいこと等を勘案し、第2種事業の規模要件をさらに小さな20ha以上に設定したいという考えです。これは他の都道府県と比較しても、規模の小さい開発を対象としていることとなります。水力、風力、地熱発電所については、法の第1種事業の1/2を規模要件としてそれぞれ表のように設定しています。送電線については、他都道府県や電気事業法の規制の状況を参考に規模要件を設定しています。

最後に、3 今後のスケジュールですが、冒頭に申し上げたとおり、見直し案について広く県民の皆様からの御意見をお聞きするため、7月22日までの期間でパブリックコメントを実施しているところです。これを踏まえて、第3回専門委員会議を7月24日に開催し、これらの手続を経て、本年中を目途に条例改正を行い

たいと思います。資料の説明は以上です。

平林議長 ありがとうございます。只今の御説明につきまして御質問等はございますか。野口委員どうぞ。

野口委員 自然エネルギー事業の進展、拡大が見込まれることから、新しく環境影響評価が必要だというお話でしたが、バイオマスやバイオガスについて、ここには含まれないのかということを伺いたいと思います。

平林議長 説明をよろしくお願いいたします。

林環境政策課長 バイオマス発電については、今現在の条例で対象になっております。法律の基準と比較しても、小規模なものまで対象とするよう極めて厳しい基準となっているため、そこについて今回改正は考えていないという状況です。資料3の裏面(3)の表の下に「※1 火力発電所は工場・事業場の建設事業の中で規定済」ということで、バイオマスについてもここに含まれることとなります。

平林議長 よろしいでしょうか。他にいかがですか。小川委員どうぞ。

小川委員 文言でわからないところがありましたので、教えてほしいです。資料3の裏面に「法対象事業」「条例対象事業」という言葉がありますが、その違いを教えてください。

林環境政策課長 「法対象事業」というのは、環境影響評価法によってそれぞれの事業につきまして対象とする面積等が定められています。条例の方も構造は全く同じになりますが、法律の方が、極めて大規模な事業を対象としており、規定する面積や規模が大きくなっています。条例は各都道府県やそれぞれの地域の事情を考慮した上で、より規模の小さい事業を対象にするということを基本に、対象事業の種類も異なって作られているものです。一般的に、条例の方がより広い事業を制度の対象としているという状況です。

小川委員 条例の方が、より対象が広いという認識でよろしいでしょうか。

林環境政策課長 はい。そうでございます。

小川委員 ありがとうございます。

平林議長 では、中村委員どうぞ。

中村委員 急斜面での太陽光発電の開発につきまして、森林を切った極めて急斜面にできた場所で、今のような災害の多い時期に何か起きた場合の措置はどうなっていますか。

林環境政策課長 今、災害の観点から御質問いただきましたけど、林地につきましては森林法の林地開発許可が必要になっております。皆さんが一番御懸念されるのは、保水力が落ちるのではないかということですが、これにつきましては1haを超えたものがすべて森林法の林地開発許可の対象となっています。こちらの方で担保されていると考えます。

平林議長 自然公園の関係もありますよね。

山崎自然保護課長 公園制度の関係は、先般、国立・国定公園制度が基本的にはメガソーラーを抑制しようとして基準を改正いたしまして、県立公園制度についても、これに合わせて条件等も全く同様に改正を行っており、メガソーラーと言われる大規模なものは基本的には出来ないというようになっています。

中村委員 諏訪の方で既に急斜面に出来てしまっている箇所があるので、非常に心配に思います。そこも併せて災害の無いようお願いいたします。

平林議長 他に御質問ございますか。

小川委員 今回は少し前進かなという気がしているのですが、資料3のイ その他の法改正に伴う手続の導入のところで、(ア)方法書要約書の作成及び説明会の義務化というのがあります。これについて、方法書については要約書や説明会の記載がありますが、今回導入しようとしている計画段階環境配慮書については、要約書の作成や説明会というものは入っていないのでしょうか。

平林議長 説明をよろしくお願いいたします。

仙波環境政策課長補佐 環境政策課で環境アセスメントを担当しております仙波と申します。先程の参考資料を見ていただければと思いますが、

環境影響評価の手続の流れで、方法書、準備書という順番になっています。今までは、準備書について要約書の作成、説明会の開催の義務付けを、法律や条例の手続で決められていました。今回の法改正では、方法書は従来は薄いものが多かったのですが、内容が多く複雑になってきていることから、方法書について要約書の作成と説明会の開催が義務付けられました。法律においても、配慮書については説明会まで義務付けられてはいません。配慮書の趣旨というのが、具体的な調査をする前に、重大な環境影響を回避・低減するための手続なので、内容は文献調査等が主であり、冊子も厚いものではありません。手続の期間も短期間になっており、住民からの意見聴取も任意規定になっているので、そこまで求められていない状況です。

私どもの検討の内容としても、住民からの意見聴取は義務付けていきますが、説明会の開催まで義務付けるのは難しいかと考えております。ただし、道路事業や廃棄物焼却施設の位置を検討する際に、それぞれの事業者が任意で説明会を実施するという事はよくありますし、当然そういったものを否定するものではありません。

平林議長

はい。いかがでしょうか。

小川委員

こういった事業は、進んでいくにつれて意見を述べても取り入れられにくくなってしまいうので、出来るだけ早い状況で意見を届けられるようになると思います。それに関連して、「事業者が行う住民からの意見聴取」というところがありますが、この住民の範囲はどれくらいと捉えたらいいでしょうか。

平林議長

では、お願いいたします。

林環境政策
課長

住民の範囲には、特に規定は設けていません。

平林議長

他に何かありますか。

石原特別委
員代理

法改正に伴う手続の導入のところで、方法書の要約書など先程の続きの話になりますが、法対象事業も対象に入るのでしょうか。もしくは、条例対象事業のみということなのでしょう。

仙波環境政
策課長補佐

法対象事業については、すでに法改正で導入され、法で義務付けがなされています。

石原特別委員代理

次に、事後調査計画書についてですが、評価書で定量的な評価が出来ないものについては、事業実施後に調査をして、こういった確認をすることが必要なのだと思います。しかし、同じようなことがすでに評価書に記載されており、同じことを書くことになるのではないかと思うのですが、二度手間のようになることはありませんか。

仙波環境政策課長補佐

おっしゃるとおり、評価書の段階でも事後調査の計画は記載するようになっていきます。一つは、評価書の公告の段階でも、なかなか事業の詳細が明らかにならないような事業がございまして、その場合は事後調査計画の詳細が書けないという状況があります。もう一つは、評価書の公告から実際にその事後調査を行なうまでに結構な年数がかかる場合がありまして、そうしますと実際に調査する内容が少し変わってくるということもあろうかと思えます。確かに、少し二度手間になってしまう部分もあるかとは思いますが、計画書は計画書として実施の段階で提出していただき、それに対する意見も出せるような仕組みにしていきたいと考えて、検討した内容になります。

平林議長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。例えば太陽光発電等については、長野県でこういった形でしっかりと条例で規制していくということですので、今までなかったことの方がおかしいかと思えますので、きちんと設定していただいて対応をお願いします。また、第3回の委員会があるということで、そこでも御議論いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。こちらは報告事項ですので、了解が得られたということで次に進めさせていただきます。

次に報告事項(イ)の「長野県環境エネルギー戦略の目標 改定について(自然エネルギー発電設備容量)」でございます。

長野県環境エネルギー戦略の目標改定について(自然エネルギー発電設備容量)は、平成32年までに達成するとされていた目標が昨年度既に達成したため、新たな目標値を定める必要が生じたので、その概要について報告していただきます。

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

環境エネルギー課長

環境エネルギー課長の長田でございます。着座のままご説明をさせていただきます。資料4をお開きいただきたいと思います。

当課の進める事業や制度の基本計画である、長野県環境エネルギー戦略では、省エネや自然エネルギー等に関する様々な数値目標を掲げております。その数値目標の一つである「自然エ

エネルギー発電設備容量」即ち県内における自然エネルギーを利用した発電設備の発電能力の総計ですが、この目標を改定すること、上方修正することを検討してまいりました。

この度、改定案をとりまとめましたので、審議会にご報告させていただきます、ご意見をちょうだいしたいと存じます。

報告事項としている理由ですが、環境エネルギー戦略全体の見直しについては、計画期間5年目の平成29年度に見直すことが予め戦略で定められております。

今回は数多くの目標値の内、その1つについての時点修正であることから、報告事項とさせていただきます。正式決定は9月に行う予定でありまして、それに向けて本日、審議会からご意見をいただきたいと考えております。

正式決定の9月までの間に修正等があった場合は、改めて審議会にご報告したいと存じます。

なお、この目標値は、しあわせ信州創造プラン及び長野県環境基本計画における数値目標にもなっていることから、これらの計画についても、同時に目標値の改定を行います。

資料の冒頭に目標の改定案を表とグラフでお示ししています。その下には、黄色の部分に改定案の考え方を記載しました。

次頁からは、目標値の見直し案に対し、二人の有識者からあらかじめご意見をいただいております、その内容を載せております。

二人の有識者でございますが、一人目は武蔵野大学工学部教授の一方井誠治氏、もう一人は独立行政法人産業技術総合研究所主任研究員の歌川学氏でございます。

目標の改定にあたっては、庁内での検討のみではなく、より合理的かつ妥当性の高い目標設定をするため、二人の有識者からご助言をいただきながら検討してまいりました。

二人を選定した理由でございますが、お二人ともこの分野に精通され高い専門性を有していること、また長野県環境エネルギー戦略の策定に当たって、一方井教授は長野県環境審議会地球温暖化対策専門員会の委員長として、歌川主任研究員は委員として、本目標の設定に関わり、戦略策定にご尽力をいただいたことから、適切な助言が期待できるためです。

この度、自然エネルギー設備容量の見直しを行う理由、背景については、一方井教授の意見の1及び2に触れられております。

1に記載されておりますように、2013年度で2020年度の目標をすでに上回ったこと、2に記載してありますように、これにより2013年度の「発電設備容量で見るエネルギー自給率」が70%となり、「しあわせ信州創造プラン」に掲げる平成29年度（2017年度）の目標値を4年前倒しで達成をしたところであります。

このように、自然エネルギー発電施設の設備容量が予想を大きく超える進捗を見せておりまして、目標数値を大幅に改定する必要が生じました。

資料の1ページにお戻りください。表は太陽光、小水力、バイオマス、その他と、自然エネルギーの種別毎に2010年度(平成22年度)を基準年度として、2020年度(平成32年度)の短期目標、2030年度(平成42年度)の中期目標、2050年度(平成62年度)の長期目標における、改定後の目標数値を示しております。

カッコ書きは現行計画の目標数値であります。カッコ書きは太陽光発電と合計欄にのみに記載してあることからお分かりのように、今回の改定は、太陽光発電における設備容量の見直しにしばって検討をいたしました。

その理由は、中段からの考え方の1つ目の黒丸にありますように、固定価格買取制度により特に、太陽光発電設備が急速に拡大している現状を踏まえたということでございます。

表の合計欄をご覧ください。

短期目標を現在の30万KWから150万KWに、中期目標を60万KWから200万KWに、長期目標を90万KWから300万KWに、それぞれ上方修正します。

以上の数値は下のグラフに基づき導き出しております。黄色が太陽光発電の発電設備容量ですが、黄色の中で低い位置にあるラインが現在の目標です。これを上向きの矢印で示したように、高いラインに引き上げます。

その考え方は、考え方の3つ目の黒丸の※に記載してありますように、短期目標年度の2010年度は、平成27年2月末現在の固定価格買取制度、いわゆるFITの認定設備容量の2割程度が、これは国の予測でありますけれども、立地などの問題で事業化に至らず認定が取消されると想定し、導入量を設定いたしました。

また、中期目標の2030年度までの2020年代は、環境省における調査研究において、高位、中位、低位の3ケースで普及予測をしておりますが、その内、手堅い想定として低位ケースで、導入量を設定しました。

長期目標までの2030年代以降につきましては、2020年代と同程度のペースで推移すると設定し、導入量を推計しております。

次頁をご覧ください。以上ご説明いたしました見直し案に対する一方井教授の意見でありますけれども、6に記載のように、「国による再生可能エネルギーの導入見込み量の検討内容や、県内における太陽光発電ポテンシャルの情報などについて総合的に勘案し、併せて固定価格買取制度の運用見直しの影響についても検討を加えて算出されたものであり、やや控えめな目標値である印象があるが、現時点の判断としては妥当なものだ」とのご意見をいただきました。

次頁は歌川主任研究員からの意見であります。4行目にありますように、「県内で設備認定済みの事業計画の一部取り消しもあり得るとして新目標を定めており、手堅い想定であると考えられる」とのご意見をいただきました。

また、天候により発電量が変動する太陽光などの自然エネル

ギー発電について、電力系統運用との関係、即ち、問題なく接続申込を受け入れてもらえるかどうか、に関する議論についても展望を示していただいております。

それによりますと、2030年までは県全体としては系統の大幅な増強が行われ、自然エネルギー電力側の長時間の出力抑制などを前提とすることなく、導入が進むだろうということです。

次のページをお願いいたします。固定価格買取制度における太陽光発電設備容量の状況です。

最初に、資料の誤りがあり、恐縮ですが訂正をお願いいたします。表の一番上の中央ですが、「増加率順位」とありますが、一番左側と同様に「認定設備容量順位」が正しいので、「増加率順位」を「認定設備容量順位」にご訂正をお願いいたします。

この表は都道府県ごとに、設備認定された容量と、そのうち実際に工事を終了して発電を開始した施設などの容量である、導入設備容量を整理したものであります。下の棒グラフは、青が認定容量、赤色が導入容量でございます。ご覧のように都道府県によって大きな差があり、長野県は認定容量が全国第18位で中位となっています。

今回、大幅な上方修正を予定しておりますけれども、ご覧のような予想を大きく超える固定価格買取制度による太陽光発電の急激な導入が要因としてありました。今後太陽光発電は、現在よりは減速するものの、引き続き伸びて行くと予測しているところでございます。

なお、記載はありませんが、他の都道府県の目標の状況について申し上げます。行政計画に基づき自然エネルギーの推進に取り組んでいるのは、本県を含め20県であります。そのうち太陽光発電の設備容量について目標値を設定しているのは12県となっています。

12県の中で、本県と同様に導入量が目標値を上回っているのは5県です。その多くは今後固定価格買取制度の動向等を見ながら、今後目標値について検討していくと聞いております。

説明は以上です。

平林議長

ただいまの説明いただきましたとおりですけれども、何かご質問等がございましたらご発言願います。目標値を上の方に上げるといことです。専門の先生方のご意見によると控えめだけれども現時点では妥当だ、ということでございます。

よろしいでしょうか。今いただいたような形で進めさせていただきたいと思っております

次に報告事項（ウ）の「平成26年度水質、大気及び化学物質測定結果について」でございます。

この件については、毎年度その状況について報告いただいているものであります。

中山水大気
環境課長

それでは、幹事の方から説明をお願いします。

水大気環境課長の中山でございます。座ったままでご説明させていただきます。

資料5-1をご覧くださいと思います。平成26年度水質、大気及び化学物質測定結果についてまとめましたので、ご報告をさせていただきます。

これらの測定につきましては、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づきまして、県内で実施したものでございます。

まずは、水質測定結果でございますが、公共用水域についてです。43河川15湖沼の101地点で水質測定を実施いたしました。

人の健康の保護に関する項目いわゆる、有害物質につきましては、山ノ内町の夜間瀬川、茅野市の蓼科湖の3地点で地質由来と見られます砒素が環境基準を超過してございます。これは、昨年も同様でございます。

次に、生活環境の保全に関する項目でございますが、環境基準の達成率といたしましては、河川のBODでは94.4%、湖沼のCODでは40%となっております。図1に環境基準達成率の推移をグラフとして示してございます。

河川については、高い水準で推移をしております概ね良好な状態でございます。一方、湖沼につきましては、湖内の滞留時間が長いということや窒素、燐などによります植物プランクトンの内部発生があるということもありまして、達成率は低いという状況でございます。また、気温状況によりまして年によっては達成するということもございます。

次に2ページをお願いいたします。

2番の地下水についてでございます。地下水については、県内を5キロメッシュで区切りまして、5年間で全県を一巡するよう、調査を行ってございます。

26年度は、県内61地点におきまして、概況調査を行いました。その結果テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を超過してございます。

過去の概況調査によりまして汚染が判明した地点及びその周辺におきましては、継続的な監視調査を行ってございます。その26年度の結果でございますが、砒素が4地点、1,2-ジクロロエチレン1地点、トリクロロエチレンが4地点、テトラクロロエチレンが9地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が27地点、ふっ素が3地点、ほう素が2地点で環境基準を超過してございます。なお、環境基準を超過した地下水、井戸でございますけれども、飲用水としては使用されてございません。

テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物につきましては、排水規制の行われる以前の汚染でございまして、原因が判明しているものにつきましては、事業者により汚染対策が行われているところでございます。また、超過地点数の多い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素につきましては、主に肥料の過剰施肥、あるいは家畜糞尿が原因となつてございますが、適正施肥の実施や家畜糞尿の適正管理等の取り組みが進められているところでございます。

次に、3番の上流域河川でございまして、これは、ゴルフ場や最終処分場などが設置されております上流域のうち39河川におきまして、金属化合物、揮発性有機塩素化合物及び農薬等の水質調査をした結果でございまして、水環境保全総合計画で定めました水質保全目標値を超過した地点はございませんでした。

次に、4番の中小河川でございまして、これにつきましては、市町村が652河川で水質測定した結果を取りまとめたものでございまして、環境基準のA類型に相当しますBODとして、2mg/L以下の地点が全体の91%を占めているということで、概ね良好な状態であるといえます。

次に5番の水道水源ダム湖でございまして、これは、県で水質保全目標を定めてございまして貯水量が100万 m^3 以上の9つの水道水源ダムにつきまして、測定を行つてございまして。このうち、7つのダムで目標値を達成しておりませんでした。

今後の対応でございまして、第5次長野県水環境保全総合計画に基づきまして、工場、事業場の監視指導に加え、下水道や浄化槽などによります生活排水対策、農地、市街地等からの流出水対策、水質保全意識の啓発などを総合的に推進してまいります。

また、湖沼のうち特に諏訪湖と野尻湖につきましては、個別に定めます水質保全計画に基づきまして、地域の住民の方々と一緒に湖沼の浄化に努めてまいりたいと思つています。

次に3ページをお願いいたします。

大気の測定結果でございまして。

まず、一般環境大気でございまして、県内16の測定局で常時監視を行つてございまして。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質いわゆるPM_{2.5}につきましては、すべての地点で環境基準を達成してございまして。一方、光化学オキシダントにつきましては、全16測定局で環境基準を未達成となっております。ただし、光化学オキシダントの注意報を発令する状況には至っておりません。

次に2番の道路周辺大気でございまして、県内7測定局で常時監視を行つてございまして。二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び一酸化炭素のいずれも環境基準を達成しまし

た。

次に3番の酸性雨実態調査でございます。県内5地点で調査を行いまして、平均値はpH5.2となっております。これは、概ね横ばい傾向でございます。

今後の対応でございますが、現在の良好な大気環境を保全するために、工場、事業場等の監視指導を行うとともに、大気汚染物質の常時監視を的確に実施してまいります。光化学オキシダント及び微小粒子状物質につきましては、注意報等発令時に迅速な対応が出来ますように、情報伝達の訓練等の整備に努めるほか、速報値につきましては、県のホームページで公表するなど大気汚染物質に関する知識の普及啓発を図ってまいります。

次に4ページをお願いいたします。

化学物質の測定結果でございます。まず、ダイオキシン類の環境調査でございます。これにつきましては、大気で4地点、土壌で2地点、河川・湖沼で3地点、地下水で2地点それから水の底質で3地点の合計14地点で環境調査を実施しました。その調査地点すべてで環境基準を達成してございます。

次に2番目の有害大気汚染物質実態調査でございます。物質といたしましては、ベンゼン、トリクロロエチレンなど13物質につきまして、県内9地点で調査を実施してございます。その結果、環境基準あるいは指針値を示されたものにつきましては、すべて達成している状況でございます。

今後の対応でございますが、ダイオキシン類につきましては、廃棄物焼却施設等設置者に対しまして、排出基準の遵守等の排出抑制を指導するとともに、引き続き調査を実施してまいります。

また、有害大気汚染物質につきましては、事業者によります化学物質の自主的な管理の改善を促進することで、低減を図ってまいりたいと考えております。

測定結果の詳細につきましては、資料5-2にお示ししてある通りでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

才川委員

説明いただいた資料5-1、3ページの大気測定結果の今後の対応についてですが、一般の私たちが聞いていると何もなかった時には、注意情報等が出ていないので何も思わないのですが、一般の住民は、数値を聞いただけでは、判定ができないの

で、どうしても注意報等がでると敏感に反応し過ぎてしまうということがあるので、情報伝達の整備に努めるところ、知識の普及啓発に努めるところで、知識がないと過剰に心配をしてしまうという懸念がありますので、今後の対応というのをしっかりしてもらいたいというのが要望としてあります。

中山水大気
環境課長

たしかに、注意報をいきなり出すとみなさんがびっくりしてしまうということがございまして、光化学オキシダントにつきましては平成20年に注意報を発令したことが1度だけあります。そのときは、光化学オキシダントはなんだということで、非常に照会がございました。この光化学オキシダントですが、県内での発生源として大きなものはないのですが、関東地域から発生したオキシダントが夕方東信地域に流れ込んでくることがございまして、夕方から夜にかけてその濃度が高くなるということがございます。そういうことがございまして、夜に光化学オキシダントが発生するという点について不安を煽ってしまうこともございますので、今おっしゃっていただいたご意見を参考させていただきながら、注意の仕方、発令の仕方等を考えて参りたいと思います。

平林議長

他にご質問等がなければ、今後も良好な環境が保たれるよう常時監視に取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に報告事項（エ）の「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」でございます。

希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証については、昨年度より評価検証を実施しており、今年で2年目の取組です。それでは、幹事の方から説明をお願いします。

山崎自然保
護課長

保護回復事業計画は、平成15年に制定した希少野生動植物保護条例で指定した希少種のうち、保護団体と連携した保護回復の取組が期待される種について順次策定してきたもので、平成26年度までに12種について策定しています。また、策定後、概ね5年が経過した計画については、平成25年度から計画の評価検証をすすめているものです。

評価検証の方法としては、まず保護回復実施者と計画策定者が自己評価を行い、それに対して専門家の方々からなる専門小委員会で検証をいただき、最終的に希少野生動植物保護対策専門委員会において、計画の継続の是非の判定をいただくこととなっています。

平成26年度に評価検証を行ったのは、タデスミレとオオルリシジミの2種です。

タデスミレは長野県にのみ自生するスミレ科の多年生草本で、保護回復事業計画は平成19年に策定しています。策定以降の動向ですが、個体数はやや減少となっています。しかし、これは計画策定後、シカの食害が激化していったん大幅に減少したものが、防鹿柵を設置したことから、現在個体数が回復途上にあるものです。保護回復の取組の成果では、生育環境と生態調査が進められ、自生地管理の手法等が定まってまいりました。これについては、地域の方々との調整をふまえてマニュアル化し、できるだけ公表していきたいと考えています。また、種子の発芽技術が確立されたほか、防鹿柵の設置によりシカ食害が低減しました。こうした成果を踏まえて、専門委員会において市町村と連携した保全活動の推進等の付帯意見をいただいた上で、「計画継続」という判定がなされました。

次にオオルリシジミですが、草原を主な生息地とする蝶で、全国的には長野県と九州阿蘇地方にのみ生息しています。県内では安曇野市、東御市、飯山市で生息が確認されています。計画策定後、県内3地域での発生に変わりありません。安曇野市では、野焼きによって寄生蜂が抑制されることがわかり、野焼きにより自然発生が継続するようになりました。東御市では計画策定時にみられた自然発生が継続しています。飯山市では現在個体数が減少しており、採集圧や生息地の樹林化が課題となっています。こうした状況、成果を踏まえ、専門委員会では「計画継続」判定されましたが、ただし、生息が確認されていない場所への放蝶については遺伝的な特性などに配慮していく必要がある等の意見をあわせていただきました。

最後に、しあわせ信州創造プランの目標数となっている保護回復事業計画の策定種数の見直しについてです。すでに当初計画の目標数を達成していることから、希少野生動植物保護対策専門委員長と協議し、4種について今後策定することとし目標数を16種に設定するよう作業を進めていることを報告します。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

小川委員

事業1種あたりの予算額を教えてください。また、以前、評価検証について第三者による評価検証が必要ではないかと質問した際に、そのような体制となっているとの回答でしたが、評価検証の手順のなかでどの点が第三者による評価検証となっているか教えてください。

平林議長	<p>全体で100万弱というところです。</p> <p>評価検証において、自己評価と別に、専門的、科学的知見を有している専門家の方々から第三者的な立場で評価をいただいていると考えています。</p>
野口委員	<p>中部電力さんが関わっておられるようですが、他にも企業の方が参加している事例があるのでしょうか？</p>
山崎自然保護課長	<p>極めてレアなケースです。ただし、これからは色々な方の参加と連携によって事業をすすめていきたいと考えており、今年度の事業においては、民間の企業に現場に立ち会っていただいたり事業を支援いただいたりするよう、県が仲立ちする努力を始めたところです。</p>
平林議長	<p>ご質問等がなければ、今後も適正な評価検証に努めていただきたくお願いいたします。</p> <p>次に報告事項（オ）の「第三次長野県環境基本計画の達成目標の変更について」でございます。</p> <p>第三次長野県環境基本計画は計画期間が平成25年度から平成29年度までの5か年の計画でございますが、農政部の目標値に変更がありましたので、本計画の達成目標を変更したものでございます。</p> <p>それでは、幹事の方から説明をお願いします。</p>
林環境政策課長	<p>資料7をお願いいたします。第三次長野県環境基本計画の達成目標の変更について報告させていただきます。</p> <p>農政部で長野県食と農業農村振興計画という計画を策定しております。今回この計画の一部改定があり、この計画から環境基本計画で使っている目標値に1件変更があったものでございます。</p> <p>1をご覧ください。これまでの計画の目標名は「地域ぐるみで取り組む農地・水・環境の保全活動」で、目標値は平成29年度で、25,000haでございます。変更後は、右側に記載がございしますが、「地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積」で、目標値は平成29年度で、50,000haというところでございます。</p> <p>名称は変わっていますが、事業の中身は変更がなく、農地の多面的機能を維持発揮させていくために、交付金等を交付することによって、水路、農道等を地域ぐるみで整備をし、維持管理をしていこうという事業でございます。今回、国の方でこの事業も含め、関係する事業の再構築が行われております。それ</p>

に伴い県としては、国の事業を最大限に活用して取組を強化し、計画の進捗を早めたいということで、目標値も大きく変更させていただいたところでございます。目標値の50,000haの根拠については、最終的に県としては農振農用地全てでこの活動を行いたいところですが、まず、平成29年度の目標としては、水田については、農振農用地の2/3の35,000ha、畑が1/3の15,000haを目指したいということで、これを合計した50,000haに変更させていただいたものでございます。

説明は以上です。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

他にご質問等がなければ、今後も目標達成を目指して積極的に取り組んでいただきたくお願いいたします。

その他になにかございますか。

他にご質問等がなければ、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆さんから何かありますでしょうか。

以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。

司 会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。

以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

なお、次回の審議会は9月を予定しております。日程等につきましては改めて調整させていただきます。

それでは、お気をつけてお帰りください。